

1 審議会名	西部公民館運営審議会
2 日時	令和6年3月26日 午後1時30分から3時30分まで
3 会場	西部公民館 第5学習室 + まちづくり活動拠点室
4 出席者	西田美鈴会長、渡邊百代子委員、甘利恵里奈委員、須山千才委員、千野敬治委員
5 市側出席者	木嶋幸男西部公民館長、小澤敦子西部公民館次長、三井美代子主査、唐澤英一主査、柴田隆一社会教育指導員、箱田篤樹社会教育指導員
6 公開・非公開	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和6年4月1日
協 議 事 項 等	

## 1 開会（会長挨拶）

雨のなかお疲れ様です。コロナ禍があけてきて、今年度はいろいろな活動が出来るようになってきています。学校運営委員の立場で中学校および小学校の卒業式に参加してきましたが、来賓の皆様も在校生も出席のもと式が挙行されているのを見るにつけ、いろいろな活動が活発になってきたことを感じます。新しい令和6年度もますます活動が盛んになってくるかと思えます。今日は令和5年度の事業報告、令和6年度の事業計画も討議されますが、公民館がいろいろな活動が動きだす一つの拠点になってくれればいいなと感じます。本日は活発な意見交換をよろしくお願いします。

## 2 異動職員紹介

- ・小澤次長（国保年金課へ）
- ・柴田社会教育指導員（退職）
- ・須山千才委員（中野市延徳小学校へ異動）

## 3 討議事項（議事進行：西田会長）

## (1) 今年度事業の実施状況について

（事務局説明） 資料1-1、1-2により事務局より説明

【意見】（委員） 学校支援の関係で、西小学校だけでなく、塩尻小学校からのリクエストがあったことは、大変喜ばしいこと。塩尻地区の活動ももっともっと増えていけばいい。

【意見】（委員） 学校からです。西部地域の運動会、ここ数年はコロナで出来なかったものが、久しぶりに出来ると思いき、校庭の草取りを一生懸命やったが、残念ながら雨で中止となってしまった。PTA作業も強制ではなくボランティアであり、私と用務員さんも変わってしまうことから草取りなどが来年うまく引き継げるか分からない状況。

また、市民の森スケート場が今年度で営業終了となってしまふ。西部公民館でのスケート教室が学校のスケート教室の予行演習になっていたのだが、それがなくなってしまふ残念。西小学校のスケート教室も今年度が最後となってしまふ予定。

それから米づくりについては、5年生は行事等がたくさんあり何かと忙しいので、移行期間をもうけて4年生に変えていけばいいという話が出ている。来年度は4年生5年生が一緒に出来るような取り組みになればありがたい。

地域の見守り隊ですが、非常にありがたい取り組みで、今年度文部科学大臣賞を頂いた。西田会長にも立って頂いているが、ボランティアの方も年々高齢化して、人数も減ってきてしまっている中で、公民館だよりも募集の記事を載せて頂いているが、ボランティアの方が増える取り組みをしていきたい。

まちづくりの関係では、広報活動報告にあるデジタルマップについて、西小学校でも5年1組の児童が投稿した。自分たちで地域のことを調べた事が掲載されており、とても励みになるので今後も続けていって欲しい。

(2) 来年度の事業計画について

(事務局説明) 資料 2-1、2-2 により事務局より説明

【質問】(委員) 成人教育について、20 代、30 代では平日働いている方が多いが、開催されるイベントは平日だけ行われているのか。それとも土日でも行われているのか。

《回答》(事務局) 今年度から土日の昼間に開催している講座もあり、働いている方も参加しやすいような方向を目指している。

【意見】(委員) 私もチラシを見て健康料理教室に参加したいと思ったことがあったが、平日だったので諦めた。土日にも開催して頂けるのは働いている方にとってありがたい。

【質問】(委員) 夏休みコミュニティスクールの件では、どんな内容のことをするのか教えて欲しい。

《回答》(委員) 今年は、西小学校と塩尻小学校と別れて行った。半日で行っており、主には学習支援や、遊び(筒けんなど)を行った。来年度は昼食を提供して1日かけて開催する予定。内容は学習支援、遊び、参加者全員での話し合いなどを検討している。

【意見】(委員) 以前分館長さんから自分の住む塩尻地区には、塾に行きたいけれど、家庭の事情でいけない子どもたちがおり、誰か教えてくれる人がいないかと聞かれたことがあった。夏休みなどに勉強が分からない時など宿題を持ってコミュニティスクールに行けば、教えてもらえたり、気分転換に遊んだりできる活動はとてもいいことだと思う。

【意見】(委員) 関連して、第3中学校の放課後学習の発展形で、夏休み最初の2日間と最後の2日間、中学生登校可として先生達は関与せず、ボランティアが夏休みの宿題をみたり、受験勉強をしたりする部屋を設けている。西小学校も以前夏休みにやったことがあるが、参加者が少なかったことから今はやっていない。まちづくりの会でやる夏休みコミュニティスクールについて、思っていることが2つあり、1つ目は、名前がわかりづらい。コミュニティスクールという単語は公民館や学校関係者でないとなんか何をやっているのか分からないと思う。子どもや親が聞いても分かるような名前にしてもらいたい。例えば「まちの学習室」とか「公民館勉強会」とか何でもいいですが、小学校1年生、2年生でも分かる名前にしてあげないといけない。その方がより人が集まるのではないかなと思う。

ちなみに、個人的に自分の自治会でも長期休みの間の2日~4日ほど学習室をやっており、もう1つの提案は時間についての事。10時からとか、お昼を挟んで1日でもいいとは思いますが、朝の8時30分や9時からにして、子どもが生活リズムを崩さないよう早い時間から、朝の集中できる時間に1時間でも30分でも勉強を支援して、少し前倒しでやってみるといいと思う。朝早い時間から10時くらいまでに勉強を終わらせて、それから遊びの時間ということにしたいと思う。自治会では午前8時30分からやっていて、保護者からは出社の直後、生活リズムを崩さない早い時間から勉強を見てもらうのはとてもありがたいという声を頂いている。子ども達も勉強した後、10時から遊ぶ約束をして遊んだりしているので、この方法はありかなと思う。

名称と時間についてまちづくりの会の子育て・教育部会にご提案頂ければありがたいと思う。

中学では、20人が参加している。3年生は別部屋で受験勉強をしており、1・2年生はしゃべっている部屋と黙ってやる部屋と分けて勉強している。

小学生もいろいろとやり方があるかなと思う。確か、常磐町や新屋でも第三中学校で学習支援している方が自治会で独自に学習支援をしていたと思う。

【意見】(委員) 私の自治会緑が丘は人権教育と青少年教育一緒に活動をしているが、人権教育単独ではなかなか難しいと感じている。人権、青少年共通で子ども達の不登校の問題などをテーマにした方が自治会懇談会もやりやすい。青少年教育を含めた広い意味での人権というテーマで今後の人権教育、青少年教育を進めて頂ければと思う。

《回答》(事務局) 来年度は2回研修会を計画しており、この春の研修会は青少年教育をテーマにした研修会を、秋についてはまだ詳細は決まってないが、全ての年代の皆さんが関わりのある人権をテーマにした研修会が出来ればと考えている。

【意見】(委員) 人権をテーマにするとなかなか難しいと感じてしまい、来られる方も少なくなってしまう。今の若者に結びつけるようなテーマにしてやって頂けるといいかなと思う。

【意見】（委員） 先程もお話があったネーミングについて、今の人権の話も、夏休みコミュニティスクールも、皆さんが参加したいと思えるようなネーミングはとても大切だと思う。

あと、事業の全体的な事で役員さんも忙しく、参加者を集めるのも難しくなっている中で、事業を実施する時間帯も大切。働いている方、働いていない方、子育て中の方、さまざまな方がいる中でいろいろな人の希望を取り入れるのは本当に難しいと思うが、夜にやったり、朝の早い時間にやったりだとか、工夫しながらやって頂ければと思う。

仕事柄高齢者の方と接していて、西部公民館でも認知症介護相談会をやられているが、相談される方が少ない状況なので、周知をお手伝いできるのかなと思ったり、周知の方法を工夫したりして頂けると参加される方も増えるのかなと思う。

自分は塩尻小学校区に住んでいるが、事業実績、計画をみるとなかなか名前が出てこないので、学校支援ボランティアの関係は北沢先生がコーディネーターとしてやっておられるので、塩尻小の活動の実績も教えて頂けるといいかと思う。

《回答》（事務局） 塩尻小学校の活動は資料には出てきていないが、実はとても頑張っていて、学校の中で地域との結びつきがとても出来ており、公民館に頼らなくても地域の方の力を学校に取り入れている状況がある。この間も学校に行かせて頂いたが、クラブ活動だとか、味噌作りなどにも入って頂いていて、西部公民館の資料のどの部分に記載すればいいのか悩ましいところ。

### （3）公民館の課題について

#### ① 公の施設における使用料等の考え方について

（事務局説明） 資料3により事務局より説明

【質問】（委員） 今回の説明の中で前回の会議から新たに明示されたのは1ページ目のスケジュールが示されたということで、考え方や進んでいく方向については大きな変更はないということでしょうか。

《回答》（事務局） はいそのとおりです。

【質問】（委員） 昨年の公民館での説明会でも質問させて頂いたが、管理コストの中で人件費を入れるのはいかがなものかと思う。また、施設を使って冷暖房費を支払う場合は、職員が夜間休日などもいて、徴収することとなるのか？職員の負担も増えるし、徴収方法も考えなくてはならない。

《回答》（事務局） 今現在の有料利用者の徴収方法は基本事前払いとなっている。部屋によっては、冷暖房を使った時間が分かるようになっており、それと使用報告書を確認して、時間超過して使っているような団体には電話をして後日追加料金を頂いている。人件費の算出については、今後合理的な方法で計算されるように調整されると思う。

【意見】（委員） 利用者団体の施設使用料については、今と同じように減免されることを望むが、実費と考えられる冷暖房費については、ある程度の負担は必要であると考えている。ただし、公民館を使用している方は高齢になってきていて、あと何年かすると利用自体がなくなってしまうのではと懸念している。私は上野が丘公民館でも活動しているが、10人の会員で今の利用料単価で試算すると月一人当たり1,500円かかるようになる。そうするととても大変だなと感じている。

運動施設を使うのと、公民館を使うのでは目的が違う。例えば自由塾から発展して社会教育活動を自ら実践してく団体、グループには一定の配慮があつてしかるべきと考える。

【意見】（委員） 基本的には、空調や照明等のいわゆる実費と言われる料金は原則減免にならないという方針だと思われる。使う側にしても実費については一定程度の負担をするのはしょうがないと思うのではないかと。あとは、公民館での活動は比較的減免の対象となりうる活動であるので、減免の申請の仕方、減免の認定の範囲をはっきりとさせ、特に西部公民館で活動している登録団体が、市の示している減免基準に該当し、減免の対象になるかどうかを示して、減免の対象にならない団体、活動があるとすれば、あらかじめ説明が必要であるし、注意深く見て頂きたい。

【質問】（委員） 利用者団体の施設使用料については、今のところ、100%減免でいけるだろうという

ことで大丈夫か。これが100%減免であれば、利用者団体にも説明がしやすく、利用者団体であれば施設使用料は100%減免だけれども、実費にあたる冷暖房費・照明代等の一部負担はお願いしたいと言えば、ある程度理解は得られるのではないと思う。

統一基準を読むと、利用者団体の施設使用料が100%減免に当てはまらない場合もあるように読みとれるが、100%減免だと思っていたものが、実は後から50%減免でした、実費プラス施設使用料も頂きますということがないよう、幸い、減免の適用が令和9年からとなっており、まだ期間もあるので、利用者団体の精査は早めに進めておいて頂ければと思う。

《回答》（事務局） 利用者団体への説明も含めて早めに進めていきたいと考えている。

【意見】（委員） サントミュージゼなどはとても細かく料金設定がされていて、譜面台1台からお金を頂くような設定になっている。文化会館なども同様に細かい料金設定がされている。今は料金が上がったようだが、サントミュージゼは使用料が安いということで評判であった。

【質問】（委員） 公民館の利用は現在無料となっているのか。

《回答》（事務局） 西部公民館は比較的減免の対象にならないで料金を頂く団体が多い。

【質問】（委員） 今この部屋を減免対象とならない団体が借りたらいくらになるのか。

《回答》（事務局） この第5学習室を午前中借りると1,020円、大ホールを午前中借りると3,200円、午後借りると4,300円、夜間借りると5,350円、1日借りると7,200円かかる。ちなみに大ホールの冷暖房費については、冷房を1時間いれると1,220円、第5学習室だと冷房が1時間200円、暖房が1時間140円かかる。器具使用料でいうとグランドピアノの使用料は2,210円、放送施設が1,080円かかる。それが利用者団体だと一切料金はかからない。

【質問】（委員） 私が初めてPTA コーラスの練習で公民館を使う時に先輩から言われたのは、施設を使う時は減免申請書を書きなさいということ。利用者団体登録は年間活動していないから出来ないので、学校行事で使用する旨を書いて減免申請書を提出すれば利用料金はかからないと言われて、提出した覚えがある。学校に関わること、福祉にかかわることなどでは、減免申請をし、認められれば使用料減免で公民館を使うことができるということでしょうか。

《回答》（事務局） はいそのとおりです。

② 分館役員の見直しについて

③ 地域における人権教育・青少年育成の学習事業について

（事務局説明） ②、③について資料4-1、4-2により事務局より説明

【質問】（委員） 緑が丘は6月1日に青少年の自治会懇談会を計画している。計画の相談は社会教育指導員に話をすればよいか。担当は分館長がやる予定。

《回答》（事務局） はいそのとおりです。

【質問】（委員） 例えば緑が丘自治会が6月に自治会懇談会を実施するとして、諸申請を行えば自治会に12,500円が交付金として交付されることは分かった。要綱をみると複数自治会が合同で行うことも可能となっているが、例えば、塩尻地区の3自治会が合同で懇談会を開催した場合、交付金は1回の開催について12,500円なのか、3自治会にそれぞれ12,500円が支払われるのか。1回の開催について12,500円支払われるという理解でよいか。

《回答》（事務局） はいそのとおりです。

【質問】（委員） 自治会によっては、6月に青少年の懇談会、11月に人権の懇談会を開催し、年間2回または、それ以上やる自治会も出てくるかもしれないが、それはそれぞれ12,500円が支払われるということで大丈夫か。

《回答》（事務局） 全体の予算枠はありますが、要綱上は大丈夫。

【質問】（委員） 対象事業について、あくまで自治会や分館が主催する事業ということなので、社会

福祉協議会や、まちづくりの会、PTA などの主催事業に参加するだけでは対象にならない、また今まで行ってきていた伝統的行事、例えば道祖神などのお祭りも対象にならないということでもいいか。

《回答》（事務局） はいそのとおりです。

【質問】（委員） 地区に健康推進委員がおり、健康推進委員が学習会として秋に健康体操などをやっているが、それは対象にならないのか。

《回答》（事務局） それは上田市の他部署の所管する事業になるので対象にならない。

【意見】（委員） おそらく、自治会懇談会については、今までやってきた伝統的な事業は継続的にやっという意識のある自治会長、分館長がいる自治会は今後も継続的にやって頂けると思うが、そうでない自治会、または規模の小さい自治会などはやめていってしまうのではないかと思う。

【質問】（委員） 私は昨年人権の担当で、社会教育指導員の先生と相談しながら事業をすすられ、感謝しているが、やはり地域で参加者を募集しても、人権という重いテーマだとなかなか人が集まらない。直接声をかけさせてもらった、つまり動員された方に参加して頂いているような状況。

私は最初人権の委員さんが選出されなくなったと聞いた時には、自治会ごとの学習会などはなくなって、西部公民館が主催する研修会に参加すればいいのかと思っていたが、実際はどうなのか。

《回答》（事務局） 社会教育指導員が考では、来年度年間に2回青少年と人権を含めた研修会を計画している。特に自治会懇談会をやらない自治会、分館については、その研修会に出てもらえるような働きかけはしないといけないと考えている。実際には、主体的に懇談会を開催し、交付金をもらうために面倒な書類を作成してまでやっていただける自治会がどのくらいあるのか、懸念している状況ではあるが、西部公民館としても自治会懇談会をやって頂けるような働きかけは行っていく。

【意見】（委員） これからは西部公民館が主催する研修会に多くの方に参加して頂くというスタイルでもいいのではないかと思う。

【意見】（委員） その呼びかけを自治会、分館から行うのか、それ以外のルートで学校、利用者団体など、自治組織でないところからも、青少年育成、人権に関するお話聞きませんかというように、広報の仕方を工夫することは出来るのかと思う。

《回答》（事務局） 私が考えるに今まで市から委嘱されて嫌々ながらも役員を引き受けて、動員されて研修会に参加される方も多かったのだと思う。そういった長年の状況を自治連の方が見ていて、役職や活動が形骸化していて、本当に当初の目的にかなった活動になっているのかというところを指摘されたのだと思う。しかし、一方で役員を引き受けた方が、積極的ではないにしても人権、青少年について学習する機会を得て、継続的にやってきたからこそ、自治会内で人権、青少年についての学習をした方が増えて、意識の変化や活動の推進につながってきていると思う。今年から地域の中で人権、青少年の委員さんがいなくなるという中で西部公民館としてどのように活動を推進していけばいいのか、とても悩ましく感じているところ。

【意見】（委員） 若かりしころ夫がこの委員を引き受けてきて、自分ではできないからやってくれと言われた経験がある。実際役員をやってみて、自治会で開いた懇談会、西部公民館での講演会等ともとても自分にとっての学びになった。これは多くの方が聞かなければならないと思わせてくれる研修会、講演会もたくさんあり、とても勉強になった。この機会を下の世代の方にも是非引きついでもらいたいという気持ちはある。

【意見】（委員） 動員で出たとしてもそこにはとても学びがあった。毎年役員も替わるので、回っていけば大勢の人に勉強してもらえる。

【意見】（委員） 今の若い人達はちょっと感覚が違っていて、自治会に入らない方、やめる方も増えている。広報紙が届かなくなるよと言っても、ホームページで見るから大丈夫と言われてしまう。組長とかの役をやりたくないなどと言われる。個を大切にされていて、集まって集団で何かをやるという

ことを嫌がる若者が多い。

【意見】(委員) 今言われたようにそもそも自治会へ加入しない、PTAに加入しないという方もたくさんいる。自治会に加入してないけれども、子どもが自治会の行事には出てきて、お菓子などをもらって食べているなどということもある。こういうことはよくあることで、ましてや自治会の役員をやりたいとか、分館の役員をやりたいと言ってもなかなか難しい状況がある。

【意見】(委員) 自治会、分館で人権や青少年の役員が選ばれなくなったことは決定しているので、いろいろな呼びかけや、やり方を工夫して是非学びの機会を公民館から私たちに与えて頂けるとうれしいと思う。また、若い世代に声をかけていくのは、私たち世代の仕事でもあると思うので、若い世代の方へ一人でも多く届く手段、例えば Facebook もホームページもいかに見て頂けるのかを工夫してやり方を変えてくのも必要だと思う。

【意見】(委員) 秋和自治会でも自治会ブログを始め、情報発信を行っている。

【意見】(委員) 学びの機会は貴重なので是非残して頂けるとうれしいと思う。

(4) その他 特になし

3 その他  
特になし

4 閉会